

改正育児介護休業法における社労士の実務 ～育休制度＜設計・運用・浸透＞支援のポイント～



2022年4月より改正育児介護休業法が施行されました。今回の改正では、男性育休の促進や企業における雇用環境整備、個別周知や意向確認の義務化など、単に規程を修正するだけでなく、実務的な対応が求められるものとなっています。

本研修会では、改正の内容について改めて整理するとともに、社労士として関与先の規程改訂にとどまらない実務的な支援について、従業員が育休取得・復帰する際に本人および企業としてサポートすべき事項、企業の実務に合わせた制度設計と浸透・定着のための工夫、社内全体の意識変革のためにできること等、実務的な事項まで解説します。また、こうした業務について、社労士事務所として事務所職員と共有しながら進める場合、どのようなステップを踏めばよいのか、どのようなツールを使うとスムーズになるか等、実務上の具体的な事例を用いながら紹介します。両立支援を端緒とした社労士業務の展開によって、関与先と信頼関係を築き、長期的な関わり・支援につなげる方法についても理解を深めます。

事務所の所長だけでなく、職員としてできることについても数多く盛り込んだ研修です。 <菊地 加奈子>

主な講義項目

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 改正育児・介護休業法の概要 社労士が提案できる制度の事例と解説 社労士として制度を定着・運用支援していくための具体例とポイント 相談事例と対策についての解説 | <ul style="list-style-type: none"> 制度を浸透させるために必要な対応 育休取得・復帰がスムーズになるための制度 社労士事務所としての支援体制や提案方法について 関与先の経営者・従業員との関わり方 |
|---|--|

ほか

時間 約3時間（3月17日収録予定）

社会保険労務士法人ワーク・イノベーション 代表 菊地 加奈子 氏

講師

厚生労働省 中央育児・介護プランナーを歴任し、全国の中小企業の仕事と介護の両立支援に携わる。全国社会保険労務士会連合会 両立支援部会の委員として、仕事と介護の両立に関するテキストを作成。6児の母として、事務所に保育施設を併設し、自身や職員が子連れ出勤をしながら柔軟な勤務形態で働く環境を構築。多くの企業の仕事と介護の両立支援、女性活躍推進、テレワークをはじめとする働き方改革、事業所内保育施設導入のコンサルティングを行っており、「NHK クローズアップ現代」を始め新聞・メディアにも多数取り上げられている。全国でのセミナー・講演実績多数。

費用

DVD購入費用：常任幹事社労士 無料自動送付 ※幹事社労士高度化事業のお申し込みの先生
幹事社労士 8,800円（税・送料込）
発刊予定：4月10日（月）
 ※申込受付後追って振込要領をご連絡します。（振込手数料はご負担ください。）
 レジュメ・資料はCDで同梱となります。

DVD<No.462>購入申込書

以下をご記入の上、メールまたはFAXにてお申込みください。
 （◆メール：info@chukidan-jp.com ◆FAX：03-5806-0297）

氏名	(幹事番号)	事務所名
所在地		
TEL		FAX
E-mail		

※今後、本案内を希望しない場合は恐れ入りますが にチェックを入れて「03-5806-0297」まで返信してください。➡【 送信を希望しない 】
 ※ご記入いただきました個人情報、当研修会の運営やDVDの販売、アフターフォローのために使用いたします。それ以外の目的には使用いたしません。
 【お問い合わせ先】中小企業福祉事業団 事業部 Tel：03-5806-0298 Mail：info@chukidan-jp.com ※中企団FB運営中!

